

違法ダウンロードに関する説得効果の 心理学的検討 —準実験法による実証—

向 井 智 哉
松 木 祐 馬

1. 問題と目的の設定
2. 既存の研究のレビュー
 - 2.1 説得の効果に影響する変数
 - 2.2 変数の操作化
 - 2.3 調査の枠組みおよび仮説の提示
3. 方法
 - 3.1 実験参加者と手続き
 - 3.2 調査の内容
4. 分析
 - 4.1 基礎的検討：探索的因子分析、記述統計
 - 4.2 仮説の検討：説得内容、説得者、著作権法観の効果
5. 考察
 - 5.1 結果の要約
 - 5.2 結果の解釈と示唆
 - 5.3 本論文の課題ないし今後の方向性
6. 結論

1. 問題と目的の設定

近年日本では漫画の違法ダウンロードが大きな問題となっている。最近において漫画の違法ダウンロードに関して大きな社会的注目を集めたのは、2017年末以降に顕在化した「漫画村」問題であるが、同サイトが2018年に閉鎖された後も違法ダウンロードの「被害額」は増加しており、コロナ禍において自宅で過ごす人が増えたことなどに起因し、その程度はさら

に加速している（ABJ, 2021a）。

このような現状に対し、官公庁や出版業界を中心とする業界団体は、大きく2つの手法で対処を試みてきた。第一の手法は、フォーマルな統制、すなわち刑罰による威嚇である。当初、静止画侵害コンテンツのダウンロードは、違法とされていなかった。しかし、2009（平成21）年にデジタル方式の録音・録画で作成された侵害コンテンツのダウンロードが違法化されたことを皮切りに、2012（平成24）年には上記行為に刑事罰が科されるようになり、2019（令和元）年には録音・録画以外の複製についても一定の要件に該当する場合には刑事罰が科されることとなった（茶園，2020）。そして、このような違法化・刑事罰化の背景には、業界団体の積極的なロビイングがあったことが指摘されている（山田，2011，2016）。

第二の手法は、インフォーマルな統制、すなわち啓発活動などを通じた非法的な手法による統制である。このような手法の例として以下のようなものがある。まず総務省総合通信基盤局（2020）による「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」の中では、海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトの導入・普及促進の検討・実施、発信者情報開示に関する取組み、海賊版対策に向けた国際連携の推進などのフォーマル（ないし相対的にフォーマル）な手法に加えて、ユーザに対する情報モラルおよびICTリテラシーの向上のための啓発活動が挙げられている。出版広報センター（2018）が2018年8月に公開したサイトでは、著名な漫画家が執筆したバナーと共に、海賊版サイトを利用することによって生じ得る危険性（コンピューターウイルスへの感染等）や海賊版サイトへの対処（削除要請等）などがまとめられている。また、海賊版対策を行う法人であるコンテンツ海外流通促進機構（CODA）も、2020年に啓発のためのサイトを公開し、人気作品の作者によって執筆された啓発のための漫画を掲示している（コンテンツ海外流通促進機構，2020）。さらに、同じく海賊版対策を行う法人であり、著作権者、電子書店事業者、出版社などから構成されるABJ（Authorized Books of Japan）も、2021年2月に、「きみを犯罪者にしたくない」と題されたサイトを公開し、人気作品と連携しながら啓発活動を行っている（ABJ, 2021b）。

以上のように、これまで漫画の違法ダウンロードの抑止のためには、刑罰を用いたフォーマルな統制と、「啓発」によるインフォーマルな統制が

併用されてきた。しかし管見の限り、著作権に関するこれまでの研究では、どのような要因が取締りへの支持と関連するかを検討したもの(向井・西川, 2018; 西川・向井, 2019)や、違法ダウンロード行為の規定要因をモデル化したもの(向井・松木・西川, 2021)などがあるとはいえ、上記のような手法が人々の態度や行動にどの程度の影響を及ぼすかは検討されてこなかった。しかしながら、これらの手法がどの程度の効果を持つかを検討することは、違法ダウンロードの抑止のためにどのような手法が効果的であるかを示すという点で実践的な意義を有すると考えられる。

上記のフォーマル・インフォーマルな両手法は、心理学的観点から見た場合、「説得」の一類型と捉えることができる。説得とは、「個人(伝え手)が、他の諸個人(きき手)の行動に変更を加えるために、刺激(通常、言語的な)を伝達する過程」と定義される(Hovland, Janis & Kelly, 1953 辻・今井訳 1970, p. 13)。このような説得については、以下で詳しく見るように、社会心理学の黎明期から活発に研究が行われ、多くの知見が蓄積されている。そのような知見を活用することは、違法ダウンロードに対する介入しないし働きかけの効果を検討する上でも有益である。

そこで本論文では、心理学における説得研究の知見を活用しつつ、違法ダウンロードを行う意図、態度、道徳性に対して、異なる類型の説得が及ぼす効果を心理学的な手法を用いて検討することを目的とする。

2. 既存の研究のレビュー

上記の目的の達成のためには、実査に先立ち以下の点を検討しておく必要がある。すなわち、(1) 説得の効果に影響を及ぼし得る変数はいくつか、(2) 本論文の検討対象である漫画の違法ダウンロードとの関連で、(1) で特定された変数をどのように操作化すべきかを検討する必要がある。本節では、既存の研究のレビューを行いつつ、以上の2点を検討する。

2.1 説得の効果に影響する変数

説得研究の嚆矢である Hovland et al. (1953 辻・今井訳 1970) は、説得研究において検討されるべき要因として、(1) 説得の内容、(2) 説得を行う側の要因、(3) 説得を受ける側の要因、(4) 説得に対する反応の4つを

挙げている。その後の研究においても、これらの要因は（必ずしも明確に区別できない場合があるとはいえ）、繰り返し検討されている。なお、(4)の説得に対する反応は、説得の効果を示すものであるため、すべての研究で従属変数として例外なく検討されている。

それぞれの要因については極めて多くの研究があるためここでは古典的な研究をいくつか取り上げて紹介する。まず (1) 説得の内容として、Leventhal, Singer & Jones (1965) は、破傷風菌の予防接種を勧めるメッセージが、恐怖を喚起するものであり、どのような行動をとるべきかについて具体的である場合には、そうでない場合と比べて、態度・行動変容が生じやすいことを示している（レビューとして O'Keefe, 1999）。また、(2) 説得を行う者の要因として、信憑性の高い情報源（権威ある雑誌や研究者）からのものとして提示されたメッセージに接触した回答者は、信憑性の低い情報源（権威の低い雑誌や匿名の執筆者）からのものとして提示されたメッセージに接触した回答者と比べて、そのメッセージの主張する方向へ意見を変えやすいことが示されている（Hovland & Weiss, 1951；レビューとして Wilson & Sherrell, 1993）。さらに、(3) 説得を受ける側の要因として、被説得者の自尊心および知能（intelligence）に着目してレビューを行った Rhodes & Wood (1992) は、説得の効果は、その受け手の自尊心が（高いまたは低い場合と比べて）中程度の場合に、特に大きいと指摘している。また知能については、知能が高い被説得者と比べて、低い被説得者の場合に、説得の効果が大きいことを論じている。

以上の知見が示す通り、説得の効果の程度は、(1) 説得の内容、(2) 説得を行う側の要因、(3) 説得を受ける側の要因によって左右される。したがって、本論文でもこれらの要因について検討する必要がある。

2.2 変数の操作化

上記の通り説得の効果に影響し得る3つの変数が特定されたとはいえ、それらの変数を実証的な観点から検討する上では、それらの変数を数量的

¹ たとえば、「あるコミュニケーションの信憑性 (credibility) によって態度変容の程度が異なる」という知見 (Hovland & Weiss, 1951) の場合、この「信憑性」が説得を行う側の要因 (社会的地位・専門性等) に起因するのか、それとも説得の内容に起因するのかを判断するのはしばしば困難である。

に検討できるよう、より具体的な形で特定し、操作化できるようにする必要がある。そこで、上記3つの変数を、本論文の目的の観点から具体化する。また、従属変数として何を測定するかも併せて検討する。以下本節で述べる内容を図示したものとして、本研究で検討される変数の一覧とそれらの変数間の関係性をFigure 1に示す。

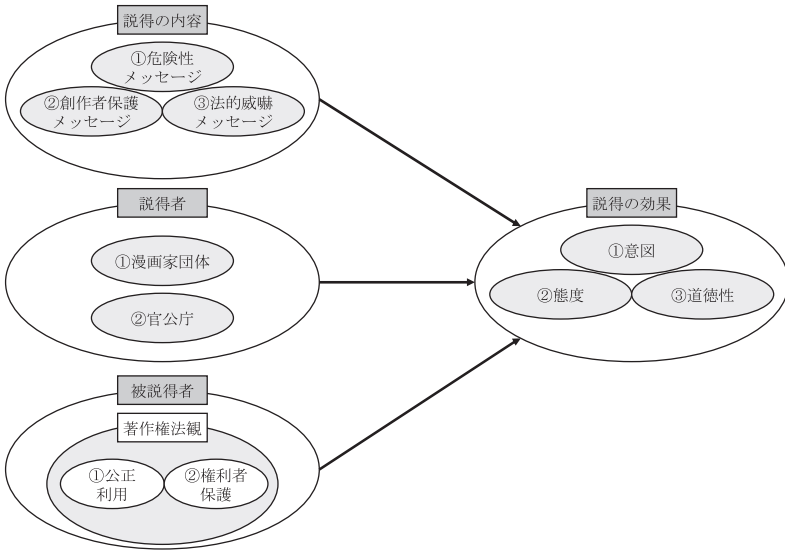


Figure 1 本研究で検討される変数の一覧と関係性

2.2.1 説得の内容

まず (1) 説得の内容について検討すると、上記の啓発のための取組みの中には、①違法サイトを閲覧することによってウィルスに感染したり個人情報取得されることがある旨の内容と、②漫画の執筆者にお金が入らず困る旨の内容が多いことが目に付く。前者の例として、出版広報センター(2018)は、違法ダウンロードサイトからファイルをダウンロードしたり、ファイル共有ソフトを使うことで、コンピューターウィルスに感染したり、個人情報取得される可能性がある旨を記載している。また、後者の例として、コンテンツ海外流通促進機構(2020)に掲載されている啓発のための漫画には(おそらく執筆者である漫画家にとっては特に切実な問題であることに起因して)、上記②のメッセージを内容とするものが多い。

さらに、これらとは異なる内容として、③ABJ (2021b) による「きみを犯罪者にしたくない」というメッセージがある。このメッセージは、危険性を訴えているという点では上記の①と類似しているが、①がウィルス感染などの非合法的な危険性を訴えているのに対し、③訴訟・刑罰のリスクを訴えているという点で異なる。このような相違点は結果に影響する可能性があることから、独立した内容と捉えることが妥当と考えられる。

以上のことから、本論文では、①を「危険性メッセージ」、②を「創作者保護メッセージ」、③を「法的威嚇メッセージ」と名付け、検討に含める。

2.2.2 説得を行う側の要因

次に(2)説得を行う側の要因を検討すると、上記のような啓発活動の特徴として、官公庁や業界団体によって推進されているが、それらの母体が説得者として前面に出るのではなく、漫画家（やキャラクター）が前面に出されている点が挙げられる。これはおそらく、官公庁や業界団体と比較して、漫画家（やその人たちが描くキャラクター）のように一般の人になじみがあり、心理的距離の近い主体による説得の方が効果的であると考えていることによると推測される²。このような推測が正しいのかを裏付けるために、上記の説得の内容が心理的距離という観点から誰によって提示されるかを操作することには意義があると思われる。

そこで具体的な説得主体としては、①漫画家団体と②官公庁を取り上げる。もちろんこれらの主体以外にも、たとえば業界団体などといった説得主体を考えることができる。それらは、「被説得者（一般市民）との心理的距離」という観点からは①と②の中間に位置付けることができると思われる。しかし、あまり条件を多くすると分析および結果の解釈が非常に煩雑になる。さらに、コンテンツ海外流通促進機構（2020）に掲載されている漫画のように、①と②だけでなく、特定の漫画のキャラクターによって主張がなされるような形で描写がなされる場合もある。このような説得は、その特定のキャラクターに対して愛着を持っている人にアプローチがなされる場合には極めて効果的となることが予想され、上記の「心理的距離」

² 実際、先行研究（Ahn, Kim & Sung, 2021）では、相手との心理的距離が近いと考える回答者の方が、その相手の説得の信頼性を高く評価することが示されている。

という点では、別個に取り上げる価値がある。しかし、この形式の説得は、たとえばそのキャラクターを好きである程度が効果に強く影響を及ぼすことが想定されるなど交絡変数が非常に多い。そのため、今回の研究からは除外する。

以上より、①漫画家団体によって説得が提示される場合と、②官公庁によって説得が提示される場合を分け、それによって説得の効果が異なるかを検討する。

2.2.3 説得を受ける側の要因

続いて(3)説得を受ける側の要因について検討する。上述の通り、先行研究(Rhodes & Wood, 1992)では、自尊心や知能が被説得者側の要因として広く検討されてきた。しかし、本論文の目的が違法ダウンロードという特定の領域における行為であることからすれば、自尊心や知能という要因は(潜在的には重要であるとしても)本論文の目的とは多少距離があるように思われる。そして、そのように距離のある要因を用いた場合には、変数の効果を十分明確に検出することができず、実践的な示唆も得られにくいという結果に終わる危険性がある。

そこで本論文では、著作権法に関する信念として先行研究(向井他, 2021; 西川・向井, 2019)で検討されてきた著作権法観を取り上げる。この著作権法観という概念は、2つの下位概念によって構成される。それらの下位概念とは、「権利者保護」と「公正利用」であり、前者は『「権利者の利益を保護することが文化の促進につながる」』という信念であり、後者は『「創作物を自由に利用できるようにしておくことが文化の促進につながる」』という信念」と定義される(向井他, 2021, p. 195)。

これらの信念は、被説得者が説得に先立って有する先有傾向(predisposition)として、説得の効果と関連することが予想される。実際、先行研究(向井他, 2021)では、権利者保護は違法ダウンロードへの肯定的な態度と負に関連し、公正利用は正に関連することが示されている。これらのことに鑑み、本論文では被説得者側の要因として著作権法観を検討することとする。

2.2.4 従属変数

最後に、以上の3種類の変数（説得内容、説得者、被説得者）が影響を及ぼすと考えられる従属（結果）変数として何を用いるかを検討する。先行研究（向井他，2021）では、既存のメタ分析に基づいて、違法ダウンロード行為に対して影響を及ぼす変数がモデル化されている。それらの変数とは、違法ダウンロードを行おうという意図、違法ダウンロードを行うことを肯定的あるいは否定的に捉える態度、違法ダウンロードを行うことは自らの道徳に反するという道徳性である。向井他（2021）では、違法ダウンロード行為に対して意図が、意図に対して態度が、態度に対して道徳性が影響を及ぼすというモデルが設定され、一定程度の妥当性を持つことが示されている。この結果からすれば、意図、態度、道徳性という3つの変数は行為の予測あるいは制御に対して有効であると考えられる。そこで、本論文では従属変数として意図、態度、道徳性を取り上げて検討する（以下では、意図、態度、道徳性を合わせて「意図等」と呼ぶ）。

2.3 調査の枠組みおよび仮説の提示

2.3.1 調査および分析の枠組み

以上の議論から、本研究では、(1) 説得の内容として、危険性メッセージ、創作者保護メッセージ、法的威嚇メッセージ、(2) 説得者側の要因として、漫画家団体による説得、官公庁による説得、(3) 被説得者側の要因として、著作権法観（権利者保護、公正利用）を取り上げる。従属変数としては、意図、態度、道徳性を検討する（前掲Figure 1参照）。

具体的な調査手法としては準実験法を用いる。つまり、(1) および (2) の要因については、該当する部分を操作したシナリオを回答者にランダムに提示し（具体的なシナリオについては、3.2.1で後述する）、それぞれのバージョンのシナリオを提示された回答者間で、違法ダウンロード行為を行う意図等が異なるのかを統計的に比較する。回答者はランダムに各シナリオに割り当てられており、それぞれの群でベースラインとなる意図等に差はない（ことが予想される）ため、各群の意図等の得点の差を比較することで、(1) および (2) の要因の効果を検証することができる。くわえて、個人内要因（すなわち、シナリオに影響されない、個人が前もって有する態度）である著作権法観についても併せてモデルに投入することで、(1)

および(2)との関連、ならびに(3)の独立した効果を検討する。

2.3.2 仮説の提示

上記の目的に際して検討される仮説は以下の2点である。

(1) 仮説1

第一に、説得者側の要因については、上述したように官公庁よりも漫画家団体の方が調査参加者である市民にとって心理的距離の近い存在であることが予想される。そして、先行研究(Ahn et al., 2021)では、心理的距離の近い相手からなされる説得の方が、そうでない相手からの説得よりも効果が高いことが示されている。したがって、「官公庁による説得と比べて、漫画家団体による説得の方が効果が大きい」という仮説を設定する(仮説1)。

このようにこの仮説1は、官公庁よりも漫画家団体の方が回答者にとって心理的距離が近く感じられるため、説得力が増し、結果として説得効果(つまり、意図等に対する影響)が大きくなることを前提とする。しかしこのようなメカニズムは、説得内容および説得者の意図等に対する効果を見るだけでは直接的には明らかにならない。そこで、予備的検討として(すなわち、結果の解釈を補助するため)、説得内容および説得者ごとに心理的距離および説得力に差が見られるのかも検討する。

(2) 仮説2

第二に、被説得者側の要因である著作権法観についてである。まず、先行研究(向井他, 2021)では公正利用の信念が強いほど違法ダウンロードに対して肯定的であり、逆に権利者保護の信念が強いほど違法ダウンロードに対して否定的であることが示されている。また、態度と意図および道徳性の関連が極めて強いことも示されている。これらのことからすれば、意図および道徳性に対する著作権法観の関係性は、態度に対する著作権法観の関係性と類似したものとなることが予想される。したがって、「公正利用の信念が強いほど、違法ダウンロードを行おうという意図が高く、違法ダウンロードを肯定的に捉え、違法ダウンロードを行うことは自らの道徳に反すると考えない傾向がある。逆に、権利者保護の信念が強いほど、

違法ダウンロードを行おうという意図が低く、違法ダウンロードを否定的に捉え、違法ダウンロードを行うことは自らの道徳に反すると考える傾向がある」という仮説を設定する（仮説2）。

なお、著作権法観は、意図等に独立に影響を及ぼすだけでなく、説得の内容と相互作用することで、説得の効果を左右することが考えられる（統計的な用語を用いると、著作権法観は、説得に関する要因が意図等に及ぼす効果に対する調整変数として機能することが考えられる）。ただし、具体的な交互作用については仮説を立てることが困難であるため、この点については仮説を設定せず探索的に検討する。

また、説得の内容についても、危険性メッセージ、創作者保護メッセージ、法的威嚇メッセージのうち、特にどのメッセージの効果が大きいかにについて仮説を立てることは困難であるため、この点についても探索的に検討する。

3. 方法

3.1 実験参加者と手続き

ウェブ調査会社に登録しているモニターを対象に調査を行った。具体的な手続きとしては、筆者によって作成された質問項目が同社のウェブページに掲載され、それを目にしたモニターの中で回答に関心を持った人が回答に進んだ。調査ページの最初のページには、回答は任意であり、回答しないことも、一度回答を始めたとしても任意のタイミングで中止できること、回答は匿名で行われデータは統計的に処理されるため、回答者個人の回答が特定されることはないこと、回答結果は学会発表または論文の形で公開されること、など倫理に係る説明が記載され、それらの条項に同意した回答者が回答に進んだ。

回答の代表性（つまり、本調査で回答を求めた回答者が日本の全人口の分布を代表していると言えるか）および妥当性（つまり、得られた回答が適当に回答された結果得られたものではないと言えるか）を確保するために以下の工夫を行った（向井他，2021）。代表性については、調査時（2021年11月）の最新の国勢調査（総務省，2021）に基づき、性別と年齢（5歳区切り）の構成比に沿ってサンプルの割付けを行った。ただし、向井他

(2021)と同様に、ネットの利用頻度の低い70代以上は除外した。妥当性については、シナリオをきちんと読まずに回答に進んだ人を除外するために、シナリオの提示後にシナリオの内容に関する簡単なチェック項目を用意し(「この声明は、漫画の違法ダウンロードに関するものである」、「この声明は、漫画家団体／官公庁によって発表されたものである」)、これらの項目に1つでも誤った回答を与えた回答者を除外した。以下で述べる6種類のシナリオに答える回答者の数がそれぞれ100名(合計600名)になるよう割り付けたところ、上記の除外の結果、118名が除外された。そのため、最終的な分析対象は482名(平均年齢44.12歳、標準偏差14.73歳)となった。調査は2021年11月19日から29日までの間に行われた。

3.2 調査の内容

上述の通り、本研究ではシナリオ法を用いた準実験を行った。具体的には、まず全体的な教示が行われた後、著作権法観が尋ねられた³。その後、下記で描写する6種類のシナリオのうち、どれか1つが回答者に提示され、そのシナリオについてのチェック項目、それぞれの主張の説得力、描写された説得者(漫画家団体／官公庁)に対する心理的距離、道徳性、態度、意図が尋ねられた⁴。以下の実験計画に関する記述を図示したものをFigure 2に示す。なお、各項目の提示順序は各ブロック内でランダム化された⁵。

³ シナリオ提示に先立って著作権法観を提示した理由は、シナリオ提示後に著作権法観について尋ねた場合、提示したシナリオが著作権法観の回答傾向に影響を及ぼしてしまう可能性があり、説得内容が意図等に与える効果を調整するという仮説を検証するに際して望ましくないと考えたことによる。

⁴ 道徳性、態度、意図の提示の順序は、向井他(2021)で提示されたモデルで想定される判断の流れに従った。

⁵ その他、調査内容の性質と関連して以下の点で工夫を行った。第一に、違法ダウンロードについては、その意味内容が回答者間で異なる可能性が考えられたため、向井他(2021)と同様に、「違法ダウンロード」の語が最初に提示される部分で、「本調査で『違法ダウンロード』とは『違法にアップロードされた漫画をダウンロードすること』を指します」と教示し、意味内容の統一を図った。第二に、先行研究(西川・向井・松木, 2020)では、違法ダウンロードの経験率について、間接的な仕方では尋ねた場合には直接的な仕方では尋ねた場合と比べて「経験あり」と回答する人の割

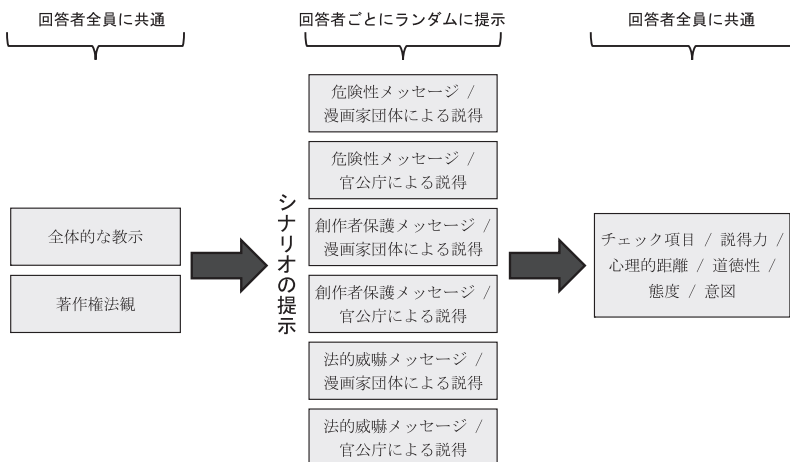


Figure 2 実験計画のデザイン

3.2.1 シナリオ

シナリオ内で操作された条件は、(1) 説得の内容 3 種類（危険性メッセージ、創作者保護メッセージ、法的威嚇メッセージ）、および (2) 説得者 2 種類（漫画家団体、官公庁）であった。提示されたシナリオの内容は付録 1 に示す。具体的な手続きとしては、回答者は説得の内容と説得者の種類を操作されたシナリオのどれか 1 つ（たとえば、危険性メッセージが漫画家団体から提示されるシナリオや、法的威嚇メッセージが官公庁から提示されるシナリオ）を受け取り、それに目を通すことを依頼された。その際、回答者は他のバージョンのシナリオがあることは知らされなかった。提示されたシナリオを読んだ後、回答者は上記のチェック項目に回答し、その後以下の質問に回答した。

合が約30%大きくなることが示されている。この結果は、違法ダウンロードについて正直な回答を控える回答者が一定数いることを示唆している。このような回答傾向に対処するため、調査ページの最初の箇所、本調査においてプライバシーは十分確保されており、個人がどのような回答をしたかが問題とされることはないため、正直に答えてほしい旨の記述を行い、できる限り妥当な回答が得られるよう工夫した。

3.2.2 違法ダウンロードを行う意図、態度、道徳性

これらの変数はすべて向井他（2021）で作成された項目で測定された。具体的な項目の一覧は付録2に示す。これらはYoon（2011）の英語の尺度を日本で使用可能な形に修正し、因子構造を再度検討した結果得られたものである。すべての項目について、「当てはまらない」（1）、「どちらかと言えば当てはまらない」（2）、「どちらとも言えない」（3）、「どちらかと言えば当てはまる」（4）、「当てはまる」（5）の5件法での回答を求めた。

意図を測定する項目は、「もし機会があれば、違法ダウンロードをするだろう」などの3項目であった。回答の得点が高いほど、違法ダウンロードをする意図が大きいことを意味する。

態度を測定する項目は、「違法ダウンロードをすることは、有益なことだ」、「違法ダウンロードをすることは、ばかげたことだ」（逆転項目）などの8項目であった。これらの項目のうち、4項目は肯定的な態度を測定し、4項目は否定的な態度を測定するものとして準備された。向井他（2021）ではこれらの8項目は、態度を上位概念として、肯定的態度と否定的態度という2つの因子に分かれるものとして用いられている。しかし、両者の相関は中程度に高かった（ $r = -.52$ ）。また、本論文の目的からして（つまり、肯定的態度および否定的態度が他変数と別個の関連を示すかを検討することは本論文の目的に含まれないため）これらの因子を分けて検討するのは過度に煩雑である。そのため、否定的態度を測定する4項目を逆転処理した上で、全8項目の算術平均を算出し、その値を分析に用いた。つまり、態度を測定する項目は、回答の得点が高いほど、違法ダウンロードに対して肯定的な態度を有することを意味するようにコーディングされた。

道徳性を測定する項目は、「違法ダウンロードをしたら罪の意識を感じるだろう」などの3項目であった。回答の得点が高いほど、違法ダウンロードをすることは自らの道徳に反すると考えていることを意味する。

3.2.3 著作権法観

同じく向井他（2021）の尺度を用いた。この尺度は、西川・向井（2019）で作成された尺度を分かりやすさや正確さの観点から修正したものであり、権利者保護、公正利用の2因子8項目によって構成される。前者の例は、「著作権法によって创作者の権利が守られるからこそ、盛んに創作活

動が行われる」であり、後者の例は「他の人がつくった創作物を自由に使えるようにしておくことで、文化はもっと豊かになる」である。それぞれの項目に「全くそう思わない」(1)、「そう思わない」(2)、「どちらとも言えない」(3)、「そう思う」(4)、「非常にそう思う」(5)の5件法での回答を求めた。回答の得点が高いほど、それぞれの信念をより強く持つことを意味する。

3.2.4 心理的距離・説得力

予備的検討のために心理的距離および説得力を測定した。心理的な距離については、「以下の言葉は、あなたが漫画家団体／官公庁について抱く印象にどの程度当てはまりますか」と尋ねた上で、「親しみやすい」、「親近感を感じる」、「なじみがある」、「距離を感じる」(逆転項目)の4つの言葉を提示した。回答の選択肢は、「当てはまらない」(1)、「どちらかと言えば当てはまらない」(2)、「どちらとも言えない」(3)、「どちらかと言えば当てはまる」(4)、「当てはまる」(5)の5件法であった。回答の得点が高いほど、心理的距離が近いことを意味する。

説得力については、「違法ダウンロード防止のための主張として、Q2(シナリオ)の文章に含まれる声明はどの程度説得力があると思いますか」と尋ね、「説得力がない」(1)、「あまり説得力がない」(2)、「どちらとも言えない」(3)、「やや説得力がある」(4)、「説得力がある」(5)の5件法での回答を求めた。回答の得点が高いほど、提示されたシナリオで描写されるシナリオに説得力を感じたことを意味する。

3.2.5 分析ソフトウェア

分析のためのソフトウェアとして、無料で使用できる統計用のエクセルマクロであるHAD ver. 16.0(清水, 2016)を用いた。

4. 分析

4.1 基礎的検討：探索的因子分析、記述統計

4.1.1 回答者の属性の分布

分析に先立ち、回答者の属性(年齢、性別、世帯年収、職業)の分布を

確認した (Table 1)。特に大きな分布の偏りが見られた属性はなかったため、問題はないと判断し、そのまま分析を進めた。

Table 1 回答者の属性

変数	区分	人数	割合
年齢	10代	23	4.8
	20代	79	16.4
	30代	85	17.6
	40代	111	23.0
	50代	95	19.7
	60代	89	18.5
性別	女性	234	48.5
	男性	248	51.5
世帯年収	200万円未満	89	18.5
	200～500万円	162	33.6
	500～1000万円	173	35.9
	1000万円以上	58	12.0
職業	会社員	188	39.0
	専業主婦	73	15.1
	パート・アルバイト	53	11.0
	無職	66	13.7
	学生	36	7.5
	自営業	23	4.8
	その他	43	8.9

4.1.2 心理的距離の探索的因子分析

心理的距離を測定する4項目については、本論文で作成された項目であり因子構造が確認されていないため、探索的因子分析を行い、因子構造を確認した。固有値の減衰状況は2.65, 0.92, 0.26, 0.17であったため、1因子解を設定した上で分析を行ったところ、「距離を感じる」の因子負荷量が小さかった(-.23)。そのため、この項目を除外した3項目で分析を行ったところ、因子負荷量が低い項目はなくなったため、この因子構造を採用した (Table 2)。つまり、Table 2に示される3つの項目を心理的距離を測定する1つの変数として扱うこととした。

Table 2 心理的距離項目に関する探索的因子分析（最尤法）

項 目	因子負荷量
親近感を感じる	.91
親しみやすい	.91
なじみがある	.84

4.1.3 信頼性の検討

各変数を測定するための項目群を1つの変数として扱ってよいかを確認するために、各尺度の信頼性係数（Cronbachの α 係数）を算出した。その結果、最も低い α 係数は.80（公正利用）であり、いずれも十分な信頼性係数が確認された。つまり、各変数を測定するために用意した項目はそれぞれ1つの変数として扱ってよいことが示された。

4.1.4 記述統計

続いて、どの種類のシナリオに回答したかによって分けられる6群ごとの各変数の平均値および標準偏差を算出した。その結果をTable 3に示す⁶。

Table 3 群ごとの使用変数の平均値および標準偏差

条件			意図		態度		道徳性		公正利用		権利者保護		心理的距離		説得力	
説得内容	説得者	人数	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD
危険性	漫画家団体	81	1.86	0.88	2.01	0.82	4.02	0.82	3.20	0.53	3.40	0.54	2.72	0.68	3.91	0.87
メッセージ	官公庁	77	1.82	1.10	1.99	0.85	3.98	0.90	3.13	0.79	3.44	0.81	2.72	1.06	3.32	1.08
創作者保護	漫画家団体	88	1.72	0.87	1.92	0.80	3.92	0.94	2.98	0.73	3.21	0.77	2.59	0.87	3.60	1.02
メッセージ	官公庁	77	1.81	0.83	2.04	0.81	3.84	0.82	3.14	0.64	3.33	0.66	2.44	0.83	3.47	0.97
法的威嚇	漫画家団体	86	1.71	0.85	2.02	0.82	4.01	0.90	3.16	0.66	3.36	0.77	2.54	0.83	3.41	1.00
メッセージ	官公庁	73	1.74	0.90	2.03	0.86	3.81	0.93	3.05	0.75	3.41	0.77	2.47	0.96	3.44	1.00

注) M: 平均値, SD: 標準偏差。

4.1.5 条件ごとの心理的距離および説得力の差：分散分析

上述の通り(2.3.2)、「官公庁による説得と比べて、漫画家団体による説得の方が効果が大きい」という仮説の前提として、「漫画家団体の方が官公庁と比べて心理的距離を近く感じられる」ことを予測した。この予測の

⁶ その他、個別の回答者がどのシナリオを提示されたかを区別せずに合算して得られた相関係数も算出したが、この結果は本論中の論旨に直接関わるわけではないため、付録3に記載する。

妥当性を検証するために、条件（説得内容、説得者）を要因、心理的距離および説得力を従属変数とした分散分析を行った。つまり、Table 3 に示される 6 つの条件ごとに心理的距離および説得力の平均値に統計的に有意な差があるかを検討した。

(1) 心理的距離

分析の結果、説得内容の主効果は有意であった ($F(2, 476)=3.03$, $\eta_p^2 = .01$, $p = .05$)。しかし、多重比較（調整法：Holm 法）を行ったところ、調整後の p 値が有意な条件の組合せはなく ($ts(476) < 2.18$, $ds < .24$, $ps > .30$)、どの水準間に差があるかは明確でなかった。説得者の主効果 ($F(1, 476)=0.80$, $\eta_p^2 < .01$, $p = .36$) および交互作用項は有意でなかった ($F(2, 476)=0.40$, $\eta_p^2 < .01$, $p = .70$)。つまり、誰によって提示されるかによって、心理的距離に統計的に有意な差があるとは言えなかった。

(2) 説得力

説得内容の主効果は有意でなかったが ($F(2, 476) = 1.56$, $\eta_p^2 < .01$, $p = .21$)、説得者の主効果 ($F(1, 476)=6.49$, $\eta_p^2 = .01$, $p = .01$) および交互作用項が有意であった ($F(2, 476)=4.14$, $\eta_p^2 = .02$, $p = .02$)。交互作用項が有意であったため下位検定を行った結果、官公庁水準における説得内容の単純主効果は有意でなかった ($F(2, 476)=0.44$, $\eta_p^2 < .01$, $p = .64$)。他方、漫画家団体水準における説得内容の単純主効果は有意であったため ($F(2, 476)=5.52$, $\eta_p^2 = .04$, $p < .01$)、多重比較（調整法：Holm 法）を行ったとこ

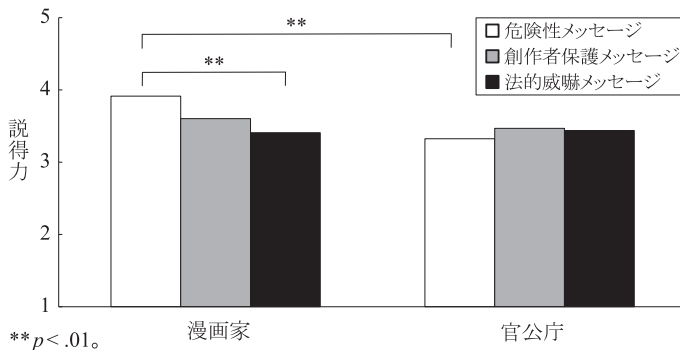


Figure 3 シナリオごとの説得力に関する分散分析の結果

ろ (Figure 3)、危険性メッセージと法的威嚇メッセージの間に有意差が見られた ($t(476) = 3.30, d = .51, p < .01$)。他のメッセージ間では差はなかった。つまり、官公庁による説得を提示された群 (Figure 3 の右側) では、どの説得内容を提示されるかによって、説得力の評価に差があるとは言えなかった。それに対して、漫画家団体による説得を提示された群 (Figure 3 の左側) では、危険性メッセージが提示された回答者は、法的威嚇メッセージが提示された回答者よりも説得力を高く評価していた。くわえて、危険性メッセージ水準における説得者の単純主効果が有意であり ($F(2, 476) = 5.52, \eta_p^2 = .08, p < .01$)、危険性メッセージにおいては漫画家団体が提示した方が官公庁が提示するよりも説得力が高く評価された。まとめると、漫画家団体による危険性メッセージは法的威嚇メッセージよりも説得力が高く評価され、また、漫画家団体による危険性メッセージの説得力は官公庁によるそれよりも説得力が高く評価された。

4.2 仮説の検討：説得内容、説得者、著作権法観の効果

仮説の検討のために、重回帰分析を行った (Table 4)。従属変数は、意図、態度、道徳性、独立変数は説得内容、説得者、公正利用、権利者保護

Table 4 意図、態度、道徳性を従属変数とする重回帰分析

変数	意図		態度		道徳性	
	β	95%CI	β	95%CI	β	95%CI
《説得内容》						
危険性メッセージ			(ref.)			
創作者保護メッセージ	-.05	[-.15, .05]	-.03	[-.13, .07]	-.02	[-.12, .07]
法的威嚇メッセージ	-.06	[-.16, .04]	.02	[-.08, .11]	-.04	[-.13, .05]
《説得者》						
漫画家団体			(ref.)			
官公庁	.03	[-.05, .12]	.04	[-.04, .13]	-.08*	[-.16, .00]
《著作権法観》						
公正利用	.21**	[.12, .31]	.20**	[.11, .29]	-.08†	[-.16, .01]
権利者保護	-.29**	[-.38, -.19]	-.37**	[-.46, -.27]	.48**	[.39, .57]
《統制変数》						
年齢	-.02	[-.11, .06]	-.05	[-.14, .04]	.02	[-.06, .10]
性別 (0=女性, 1=男性)	.11*	[.02, .19]	.07	[-.02, .15]	-.06	[-.14, .02]
R^2		.10		.14		.22

注) β : 標準化偏重回帰係数; 95%CI: 95%信頼区間; ** $p < .01$; * $p < .05$; † $p < .10$ 。

であった。ただし、説得内容については、危険性メッセージを基準として作成したダミー変数として投入し、説得者については、漫画家団体を基準として作成したダミー変数として投入した⁷。したがって、Table 4 に示される創作者保護メッセージおよび法的威嚇メッセージの効果は、危険性メッセージの効果に対する相対的な効果であり、官公庁の効果は漫画家団体に対する相対的な効果である。以上の従属変数・独立変数に加えて、統制変数として年齢と性別を投入した。独立変数間の多重共線性を示す指標である VIF は 1.36 以下であったため、Table 4 の結果は多重共線性によるものではないと判断できる⁸。

Table 4 に示される個別の数値を見ていくと、同表の創作者保護メッセージ、法的威嚇メッセージの行の標準化偏回帰係数 (β) で有意水準に達したものはなかったことから、説得内容によって従属変数（意図、態度、道徳性）の得点が異なるとは言えないことが示された。

次に、説得者の効果（同表の官公庁の行）については、道徳性に対してのみ有意な効果が見られた。この効果は負 ($\beta = -.08$) であった。そして、本論文において道徳性は、違法ダウンロードをすることは自らの道徳に反すると考えていることを意味するものとして操作化されている。したがって、漫画家団体がメッセージを出したのとして提示された文章を読んだ回答者の方が、官公庁がメッセージを出したのとして提示された文章を

⁷ 意図等の分布を確認したところ、これらの変数は正規分布に従っていないことが示された(付録 4-1 から 4-3 参照)。正規分布に従わない変数を従属変数として通常の(正規分布を用いた)回帰分析を行った場合、推定結果が歪む危険性が考えられる。そのため、リンク関数を対数正規分布とした一般化線形モデルによる分析を行い、結果の頑健性を確認した。その結果、Table 4 で有意となった道徳性に対する官公庁の効果は有意傾向となった。しかし、両者の標準化偏回帰係数は同値であり、 p 値の差も .039 (正規分布モデル) と .055 とごくわずかであった。したがって、両分析手法で結果に大きな差はなかったと言えるため、本文中では通常の回帰分析の結果を報告し、一般化線形モデルの結果は付録 4-4 に示す。

⁸ 多重共線性とは、独立変数間に高い相関が見られることによって、独立変数の効果の推定結果が歪むことを意味する。この多重共線性がないかのチェックのために用いられる指標が VIF (Variance Inflation Factor) である。具体的な基準については複数の説があるが、通常、VIF が 10 以下に収まっている場合には、多重共線性の問題はないと判断される。

読んだ回答者と比べて、違法ダウンロードをすることは自らの道徳に反するものと考えることが示された。

続いて、著作権法観（同表の公正利用および権利者保護の行）については、公正利用は意図（ $\beta = .21$ ）および態度（ $\beta = .20$ ）に対しては正、道徳性（ $\beta = -.08$ ）に対しては負の効果を示した。ただし、道徳性に対する効果は有意傾向（つまり、5%水準では有意に達しなかったものの、有意水準を10%に緩めた場合には有意と判断される境界的な結果）であった。対して、権利者保護については、意図（ $\beta = -.29$ ）および態度（ $\beta = -.37$ ）に対しては負、道徳性（ $\beta = .48$ ）に対しては正の効果を示した。

以上のことをまとめると、『創作物を自由に利用できるようにしておくことが文化の促進につながる』という信念（公正利用）を強く持つ回答者ほど、違法ダウンロードを行おうという意図が強く、違法ダウンロードに対して肯定的な態度を持ち、違法ダウンロードを行うことは自らの道徳に反しないと考えることが分かった。逆に、『権利者の利益を保護することが文化の促進につながる』という信念（権利者保護）を強く持つ回答者ほど、違法ダウンロードを行おうという意図が低く、違法ダウンロードに対して肯定的な態度を持たず（逆に言えば、否定的な態度を持ち）、違法ダウンロードを行うことは自らの道徳に反すると考えることが分かった。

なお、探索的な目的として設定した変数間の交互作用を検討するために、Table 4 のモデルに、一次の交互作用項を投入したモデルの推定を行ったが、有意な効果が見られた交互作用項はなかった。したがって、たとえば権利者保護の信念が強い回答者が漫画家団体によるメッセージを提示された場合には意図がより大きく下がるといった重疊的な効果は見られないことが分かった。

5. 考察

以上、本論文では、違法ダウンロードの意図、態度、道徳性に対して説得の内容（危険性メッセージ、創作者保護メッセージ、法的威嚇メッセージ）、説得者（漫画家団体、公官庁）、説得を受ける側の要因（著作権法観）が及ぼす影響を実証的な手法を用いて検討した。以下では、分析によって得られた知見を仮説に沿って要約する（5.1）。その後、どのような理由で

上記の結果が生じたのかを解釈し、そこから得られる示唆を論じ（5.2）、最後に本論文の課題ないし今後の方向性（5.3）について論じる。

5.1 結果の要約

分析によって得られた知見は以下の3点にまとめられる。第一に、仮説1「官公庁による説得と比べて、漫画家団体による説得の方が効果が大きい」についてである。この仮説と関連する知見として、重回帰分析（Table 4）において、説得者（官公庁）が道徳性に対して有意な負の効果を示した。しかし、逆に言えば、それ以外の従属変数（意図等）に対しては、説得者の効果は有意でなかった。したがって、仮説1は部分的にのみ支持された。

第二に、仮説2「公正利用の信念が強いほど、違法ダウンロードを行おうという意図が高く、違法ダウンロードを肯定的に捉え、違法ダウンロードを行うことは自らの道徳に反すると考えない傾向がある。逆に、権利者保護の信念が強いほど、違法ダウンロードを行おうという意図が低く、違法ダウンロードを否定的に捉え、違法ダウンロードを行うことは自らの道徳に反すると考える傾向がある」についてである。同じく重回帰分析（Table 4）で示された通り、著作権法観（公正利用および権利者保護）は、（道徳性に対する公正利用の効果が有意傾向であったことを除けば）すべての従属変数に対して有意な効果を示し、その効果の方向性も仮説によって予測されるものであった。したがって、仮説2は支持された。

第三に、探索的に（つまり、特に具体的な仮説を設定せずに）検討した説得内容の従属変数（意図、態度、道徳性）に対する効果の中で、有意な効果が見られたものはなかった。言い換えれば、相対的に有効な説得内容があるという結果は見出されなかった。

5.2 結果の解釈と示唆

5.2.1 知見1について

以上の知見が得られた理由とそこから得られる示唆について順に検討する。上述の通り、説得者の効果は道徳性に対してのみ見られ、態度および意図に対しては見られなかった。しかし、先行研究（向井他，2021）で提示されたモデルでは、道徳性は、態度に対して影響し、態度は意図に影

響することが示されている。この想定からすれば、道徳性に対して与えられた説得者の効果は、態度および意図にも間接的に影響すると考えられる。この結果からすれば、違法ダウンロードに関して何らかの介入や働きかけを行う際には、官公庁が前面に出るのではなく、漫画家団体などを前面に出すことが違法ダウンロードの低減には有益であると考えられる。

次に以上の結果が得られた理由について検討すると、当初は、漫画家団体の方が官公庁と比べて一般市民にとって心理的距離が近いため、その主張の説得力はより高く評価され、態度変容を生じさせやすいと考えて当該の仮説を設定した。この仮説に関して、心理的距離および説得力を従属変数とした分散分析を行ったところ（4.1.5）、漫画家団体の方が官公庁と比べて心理的距離が近いとは言えないものの、危険性メッセージの説得力については官公庁による説得よりも漫画家団体による説得の方が説得力が高いと評価されることが示された。

心理的距離が近いとは言えないにもかかわらず、漫画家団体による説得の方が危険性メッセージの説得力および道徳性に対してより大きな効果を及ぼした理由としては、心理的距離以外の変数によって漫画家団体と官公庁が区別されている可能性が考えられる。つまりたとえば、官公庁はその権力によって違法ダウンロード等を取り締まる権限を有しているのに対し、漫画家団体はそのような権力を有するわけではない。そして、そのような権力を有する主体（官公庁）による説得に接した場合には、道徳の問題というよりも刑罰を避けるなどのより功利的なリスクの問題として解釈され、結果として道徳性に対して影響が及ばなかったのではないかと推測できる。

ただし、その他の可能性として、本研究で用いた心理的距離を測定する項目がその構成概念（すなわち、項目によって測定したい概念）を十分に測定できていなかった可能性も否定できない。つまり、実際には回答者は漫画家団体と官公庁それぞれに対する心理的距離を異なっていて捉えているが、測定法が不十分であったためにその差が検出できなかったという可能性である。今後の調査の際には尺度・項目の妥当性にも留意する必要がある。

5.2.2 知見2について

次に著作権法観が仮説と一致した効果を示した理由についてである。そもそも著作権法観の各因子（公正利用および権利者保護）の構成概念からすれば、公正利用の信念を有する回答者ほど違法ダウンロードに対して肯定的であり、逆に権利者保護の信念を有する回答者ほど違法ダウンロードに対して否定的であるという結果は十分に予想されるものである。そして、この結果は、著作権法観は違法ダウンロードに関する判断（西川・向井, 2019）や態度・意図（向井他, 2021）と関連することを示す先行研究と整合的である。これらのことからすれば、著作権法観が意図、態度、道徳性に効果を及ぼしたという結果自体は取り立てて興味深いものではない。

しかし、著作権法観の効果が説得内容および説得者の効果と比べて大きかったという知見には取り上げて検討する価値がある。上述の通り（2.2.3）、本論文において著作権法観は説得を受ける側が（説得を受けるに先立って）あらかじめ有する先有傾向として概念化されていた。先有傾向に着目した古典的な研究としてKatz & Lazarsfeld（1955 竹内訳 1965）がある。この研究では、回答者がどのような情報に接触したかという要因よりも、その回答者がどのような先有傾向を有するかの方が行動の予測において重要であることが示されている。本研究の結果は、このKatz & Lazarsfeld（1955 竹内訳 1965）と一致するものであり、意図等に対しては説得内容や説得者の種類よりも長期的な蓄積によって形成されると考えられる態度（著作権法観）の方が大きな影響を及ぼすことを示唆している。この結果からすれば、何らかの説得をすること（あるいはより広く、介入しない働きかけをすること）が短期的に有効となる可能性は低い。しかし、態度自体も長期的な説得等の積み重ねによって形成されるものであると考えられ、今後は縦断的な調査等によって長期的な効果を検証していく必要がある。

5.2.3 知見3について

問題と目的の設定の箇所ですべて述べた通り、近年の違法ダウンロードの統制に際しては、刑事罰化が行われている。しかし、このような刑事罰化が妥当であったのかについては議論があった（e.g., 田村, 2020）。それらの議論で指摘される刑事罰化（ないし違法化）の問題点とは、違法化・刑事罰

化というフォーマルな統制手法を広汎に拡大することによってユーザの自由が大きく制約されるという点である（田村，2020）。このような指摘を踏まえれば、刑事罰化にはその弊害（すなわち、ユーザの自由の制約）を上回るメリット（違法ダウンロードの低減・抑制等）が認められる必要がある（前田，2020）。

しかし、本研究の知見3として、説得の内容の意図等に対する効果は有意でなかった（Table 4）。より平易に述べると、この結果は、刑事罰化は他の説得内容（違法ダウンロードにはウィルスに感染するなどの危険があるという危険性メッセージおよび創作者の生計を危うくするという創作者保護メッセージ）と比べて、特に大きな効果を持つとは言えないことが示された。このことからすれば、本研究の結果は、取り立てて効果的であるとは言えない法的威嚇を期待し、刑事罰化が行われたことの妥当性に対して疑問を投げかけるものであると捉えることもできる。

ただし、より厳密を期すのであれば、本研究で検討したのは法的威嚇「メッセージ」であり、法的威嚇それ自体の効果ではないことに留意する必要がある。すなわち、もしかりに多くの回答者が法的威嚇メッセージの内容（民事罰・刑事罰を受ける可能性があること）をメッセージの提示に先立って知っており、それを加味して態度形成を行っていたのだとすれば、メッセージの提示の効果は検出されない。したがって、前段落での議論の妥当性は、知見2と同様に、刑事罰化前後で縦断的な調査を行うなどの手法によって今後改めて検討される必要がある。

5.3 本論文の課題ないし今後の方向性

課題ないし方向性として、ここまで既に述べてきたものの他に以下のものがある。第一に、本論文で設定した以外のメッセージを検討することが考えられる。つまり、本論文では危険性メッセージ、創作者保護メッセージ、法的威嚇メッセージの3つのメッセージを検討したが、これら以外のメッセージあるいはこれらのメッセージをさらに細かく分けること（たとえば、法的威嚇メッセージを刑事罰メッセージと民事罰メッセージに分けるなど）も研究の目的によっては十分に考えられる。本論文で特に効果の大きいメッセージが特定できなかったことからすれば、本論文で用いた区別を採用しながらも、具体的にどのような内容の記述を提示するかを再検

討することも今後の研究の方向性として有望であろう。

第二に、漫画以外のコンテンツに関して同様の調査を行うことが考えられる。本論文では、特に近年話題になっており、働きかけも活発に行われているため説得内容や説得者を確定しやすい漫画を対象に調査を設定したが、他のコンテンツについても（具体的な内容は異なるにしても）類似の働きかけは行われていることが考えられる。したがって、本研究の知見が異なるコンテンツについても妥当するのかを検討することには意義があると考えられる。

6. 結論

本研究では、説得内容（危険性メッセージ／創作者保護メッセージ／法的威嚇メッセージ）、説得者（漫画家団体／官公庁）、被説得者（著作権法観）という3つの要因が違法ダウンロードに関する意図、態度、道徳性にどのような影響を及ぼすのかを実証的に検討した。分析の結果、(1) 統計的に有意な効果を示した説得内容はなかった。(2) 漫画家団体による説得は道徳性に対してのみ有意な効果を示した。(3) 著作権法観は、意図、態度、道徳性のすべてと有意な関連を示した。以上のことから、本論文で検討した3つの変数グループの中では、被説得者側の要因（著作権法観）が意図等に対して最も大きな影響を及ぼすことが示された。とはいえ、説得内容および説得者の効果については長期的に蓄積されていくものである可能性が考えられる。そのため、縦断的・長期的な調査を行い、そのような蓄積的な効果を検証することが今後の課題として残された。

引用文献

ABJ (2021a) 「出版物海賊版サイトの最新状況と対策」 Retrieved from https://www.soumu.go.jp/main_content/000780146.pdf.

ABJ (2021b) 「きみを犯罪者にしたくない」 Retrieved from <https://www.abj.or.jp/stopkaizokuban>.

Ahn, J., Kim, J. & Sung, Y. (2021). AI-Powered Recommendations: The Roles of Perceived Similarity and Psychological Distance on Persuasion, *International Journal of Advertising*. doi: 10.1080/02650487.2021.1982529.

茶園成樹 (2020) 「侵害コンテンツのダウンロード違法化の範囲拡大」 *ジュリスト*

1549号24–29頁。

コンテンツ海外流通促進機構 (2020)「STOP! 海賊版」 Retrieved from <http://coda-cj.jp/enlightenment/manga.html>.

Hovland, C.I., Janis, I.L. & Kelley, H.H. (1953). *Communication and Persuasion: Psychological Studies of Opinion Change*. Connecticut: Yale University Press. (ホヴランド, C.I., ジャニス, I.L. & ケリー, H.H., 辻正三・今井省吾 (訳) (1970). コミュニケーションと説得 誠信書房)

Hovland, C.I. & Weiss, W. (1951). The Influence of Source Credibility on Communication Effectiveness, 15 (4) *Public Opinion Quarterly* 635–650. doi: 10.1086/266350.

Katz, E. & Lazarsfeld, P.F. (1955). *Personal Influence: The Part Played by People in the Flow of Mass Communications*. New York: Free Press. (カッツ, E., ラザースフェルド, P.F., 竹内郁郎 (訳) (1965). パーソナル・インフルエンサー・オピニオン・リーダーと人びとの意思決定ー 培風館)

Leventhal, H., Singer, R. & Jones, S. (1965). Effects of Fear and Specificity of Recommendation upon Attitudes and Behavior, 2 (1) *Journal of Personality and Social Psychology* 20–29. doi: 10.1037/h0022089.

前田健 (2020)「侵害コンテンツのダウンロード違法化」法律時報92巻 8 号84–90頁。

向井智哉・松木祐馬・西川開 (2021)「違法ダウンロード行為を規定する要因のモデル化の試み」知的財産法政策学研究60号191–225頁。

向井智哉・西川開 (2018)「著作権侵害事件の客観的性質・主観的評価と取り締まりへの支持の関連」法と心理18巻123–128頁。doi 10.20792/jjlawpsychology.18.0_123.

西川開・向井智哉 (2019)「違法ダウンロードおよび違法アップロードに関する主観的的重大性と取り締まりへの支持の規定要因ー著作権法観と著作権 (法) への関心を中心に」図書館情報メディア研究16巻 2 号27–35頁。doi: 10.15068/00154841.

西川開・向井智哉・松木祐馬 (2020)「間接質問法による違法ダウンロード経験者の割合の推定」情報知学会誌30巻 3 号349–360頁。doi: org/10.2964/jsik_2020_010.

O’Keefe, D. J. (1999). How to Handle Opposing Arguments in Persuasive Messages: A Meta-Analytic Review of the Effects of One-Sided and Two-Sided Messages, 22 (1) *Annals of the International Communication Association* 209–249. doi: 10.1080/23808985.1999.11678963.

Rhodes, N. & Wood, W. (1992). Self-Esteem and Intelligence Affect Influenceability: The Mediating Role of Message Reception, 111 (1) *Psychological Bulletin* 156–171. doi: 10.1037/0033-2909.111.1.156

清水裕士 (2016)「フリーの統計分析ソフトHADー機能の紹介と統計学習・教育、研究実践における利用方法の提案」メディア・情報・コミュニケーション研究 1 巻59–73頁。

出版広報センター (2018)「深刻な海賊版の被害」 Retrieved from <https://shuppankoho>.

jp/damage/index.html.

総務省総合通信基盤局 (2020)「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」 Retrieved from https://www.soumu.go.jp/main_content/000725629.pdf.

総務省 (2021)「年齢 (5 歳階級)、男女別人口 (2021年 5 月平成27年国勢調査を基準とする推計値、2021年10月概算値)」 Retrieved from <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=1&year=20210&month=24101210&tclass1=000001011678>.

田村善之 (2020)「ダウンロード違法化拡大になぜ反対しなければならないのかーインターネット時代の著作権法における寛容的利用の意義ー」 Law & Technology 87号68-71頁。

Wilson, E.J. & Sherrell, D.L. (1993). Source Effects in Communication and Persuasion Research: A Meta-Analysis of Effect Size, 21 (2) Journal of the Academy of Marketing Science 101-112. doi: 10.1007/BF02894421.

山田奨治 (2011)『日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか』(人文書院)。

山田奨治 (2016)『日本の著作権はなぜもっと厳しくなるのか』(人文書院)。

Yoon, C. (2011). Theory of Planned Behavior and Ethics Theory in Digital Piracy: An Integrated Model, 100 (3) Journal of Business Ethics 405-417. doi: 10.1007/s10551-010-0687-7.

謝辞

本稿は、東京大学法学政治学研究科法曹養成専攻においてリサーチペーパーとして提出したものを元に改稿したものです。また、オンラインで行われたパブリック・ドメイン研究会 (2022年 1 月27日) において報告し、同研究会の席上では多くの先生から貴重なお教示をいただきました。調査段階から、田村善之先生に懇切丁寧なご指導をいただきました。この場をお借りし諸先生に御礼を申し上げます。なお、本調査はJSPS 科研費 JP18H05216の助成を受けて行われたものです。

付録 1：提示されたシナリオの内容

【共通部分】

近年、出版社の許可を得ずに漫画をダウンロード可能にしたり、閲覧可能にしたりするサイトが話題になっています。このようなサイトについて、先日、①【官公庁／漫画家団体】は違法ダウンロードの防止を目的として声明を発表しました。その声明によると、②【説得の内容】ということです。①【官公庁／漫画家団体】は以上のような注意喚起をし、違法ダウンロードの防止を目的とした声明を出しました。

注) ①の部分については、官公庁条件では「官公庁」、漫画家条件では「漫画家団体」が提示された。②の部分については、以下3つのうち、どれか1つが提示された。

【危険性メッセージ条件記述】

このようなサイトの中にはダウンロードした人や閲覧した人の個人情報を転売することで利益を得ているものもあるため、このようなサイトを使うと、ウィルスに感染したり自分の個人情報が流出する可能性があります。そのため、このようなサイトからダウンロードをしたり閲覧をしたりすることで、自分のスマートフォンやパソコンに保存されているデータや個人情報が悪用されてしまう危険にさらされる

【創作者保護メッセージ条件記述】

このようなサイトを使うと、本来漫画家にわたるはずだった対価がサイトの管理者にわたることになって、漫画の執筆者にはお金が入らなくなってしまいます。そうすると、漫画家は漫画を描き続けようという気持ちが下がってしまいますし、生計が安定していない漫画家の場合は、生活が立ち行かなくなり、そもそも漫画を描き続けることが現実的に不可能になってしまう可能性もある

【法的威嚇メッセージ条件記述】

このようなサイトを使うことは著作権侵害になります。その結果として、その時の気分でやったことであっても後になってから、自分の端末（スマートフォンやパソコン）の情報をプロバイダーによって開示さ

れ、その後にダウンロードあるいは閲覧した漫画の代金分の金額を請求されたり、行為がより悪質だった場合には罰金や懲役刑といった刑罰を受ける可能性もある

付録 2：用いられた質問項目の一覧

【意図】

1. 近いうちに違法ダウンロードをしてみるつもりだ
2. もし機会があれば、違法ダウンロードをするだろう
3. 私は決して違法ダウンロードはしない

【態度】

1. 違法ダウンロードをすることは、ばかげたことだ
2. 違法ダウンロードをすることは、賢いことだ
3. 違法ダウンロードをすることは、有害なことだ
4. 違法ダウンロードを利用することは、有益なことだ
5. 違法ダウンロードをすることは、悪いことだ
6. 違法ダウンロードをすることは、良いことだ
7. 一般的に言って、私は違法ダウンロードをすることに対して否定的だ
8. 全般的に言って、私は違法ダウンロードをすることに対して肯定的だ

【道徳性】

1. 違法ダウンロードをしたら罪の意識を感じるだろう
2. 違法ダウンロードをすることは私の信念に反する
3. 違法ダウンロードをするのは、道徳的に間違ったことだ

【著作権法観】

《公正利用》

1. 他の人がつくった創作物を自由に使えるようにしておくことで、文化はもっと豊かになる

2. 自由に使える創作物が多ければ、それだけ新しい創作物もつくりやすくなるはずだ
3. すぐれた創作物を生み出すために必要なのは、既に存在する創作物を自由に利用できる環境だ
4. 著作権法の保護が強すぎると、創作者がすでに存在する創作物を自由に参照することが難しくなってしまうので、創作活動が妨げられてしまうだろう

《権利者保護》

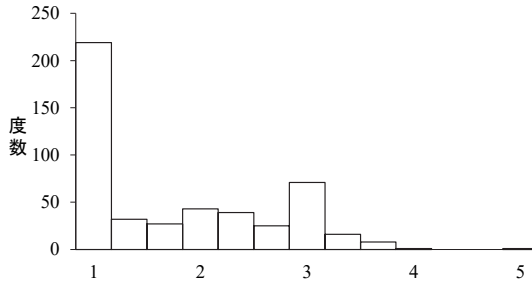
1. 著作権法によって創作者の権利が守られるからこそ、盛んに創作活動が行われる
2. 創作者の権利をより強力に保護すれば、創作活動はますます盛んに行われるようになる
3. 創作者に強い権利を与えれば、創作者はもっと創作活動を活発にするようになるだろう
4. 著作権法の保護が弱いと、創作者は正当な報酬を得ることができなくなってしまうので、創作活動への意欲が失われてしまうだろう

付録3：使用した変数間の相関係数、平均値、標準偏差、 α 係数

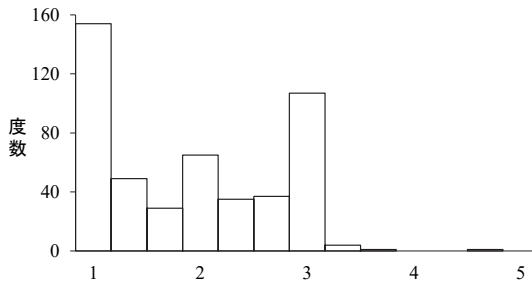
変数名	意図	態度	道徳性	公正利用	権利者保護	心理的距離	説得力	年齢
意図								
態度	.76**							
道徳性	-.58**	-.73**						
公正利用	.12**	.07	.10*					
権利者保護	-.21**	-.29**	.45**	.38**				
心理的距離	.08†	.09*	.10*	.16**	.13**			
説得力	-.30**	-.35**	.44**	-.01	.22**	.16**		
年齢	-.09†	-.12**	.11*	-.04	.17**	.00	-.04	
性別	.13**	.09†	-.07	.10*	.00	.02	-.05	-.03
平均値	1.77	2.00	3.93	3.11	3.35	2.58	3.53	44.12
標準偏差	0.87	0.82	0.89	0.69	0.73	0.88	1.01	14.73
α 係数	0.82	0.91	0.9	0.8	0.85	0.92	—	—

** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$.

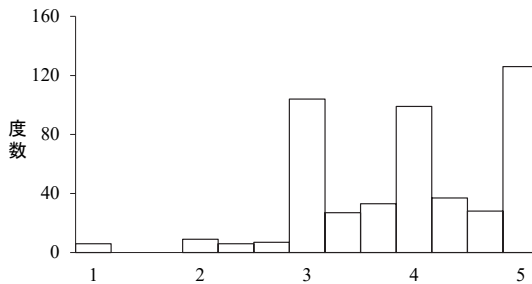
付録4：意図、態度、道徳性の度数分布および対数正規回帰分析



付録4-1：意図の度数分布



付録4-2：態度の度数分布



付録4-3：道徳性の度数分布

付録 4-4 : 意図、態度、道徳性を従属変数とする対数正規回帰分析

変数	意図		態度		道徳性	
	β	95%CI	β	95%CI	β	95%CI
《説得内容》						
危険性メッセージ			(ref.)			
創作者保護メッセージ	-.05	[-.15, .05]	-.02	[-.12, .07]	-.02	[-.11, .06]
法的威嚇メッセージ	-.06	[-.16, .04]	.02	[-.08, .11]	-.04	[-.14, .05]
《説得者》						
漫画家団体			(ref.)			
官公庁	.04	[-.05, .12]	.04	[-.04, .12]	-.08†	[-.16, .00]
《著作権法観》						
公正利用	.21**	[.12, .30]	.21**	[.13, .30]	-.04	[-.14, .07]
権利者保護	-.29**	[-.37, -.20]	-.38**	[-.46, -.30]	.47**	[.36, .59]
《統制変数》						
年齢	-.03	[-.11, .06]	-.05	[-.13, .04]	.01	[-.06, .09]
性別(0=女性, 1=男性)	.10*	[.02, .19]	.05	[-.03, .14]	-.07†	[-.14, .01]
R^2		.10		.14		.23

注) β : 標準化偏回帰係数; 95%CI: 95%信頼区間; ** $p < .01$; * $p < .05$; † $p < .10$.